

南大阪リハビリテーション・ケア学会規約

第1章 名称および事務局

第1条 本会は南大阪リハビリテーション・ケア学会と称する。

英文名称は South Osaka Association of Rehabilitation and Care とする。

第2条 本会は事務局を社会医療法人ペガサス 馬場記念病院内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、南大阪地域におけるリハビリテーションを提供している多職種のレベルアップを計り、地域市民の生活向上に寄与することを目的とする

第4条 本会は、下記の事業を行うものとする。

- (1) 年に1回の学術総会を開催する。

第3章 会員

第5条 会員は本会の目的に賛同したものとする。

第4章 役員および評議員

第6条 本会には次の役員をおく。

学術大会長：1名 学術局長：1名 学術部長：1名 事務局長：1名

1. 学術大会長は本会を代表し、会務を統括、執行する。
2. 学術局長は学術総会を企画する。
3. 事務局長は学会の運営および財産の状況を監査する。

第5章 会議および委員会

第7条 学術総会開催にあたり、準備委員会を適時開催する

第7章 資産および会計

第8条 事務局は参加費を徴収する

第9章 規約の変更ならびに解散

第10条 本規約の変更は、理事会の議を経て、評議員会の出席者の過半数の同意を必要とする。